

部活動振興会費 会計規則 (案)

(名称)

第一条 本会計は部活動振興会費と称し、事務局を吉賀中学校に置く。

(目的)

第二条 本会計は、吉賀中学校の部活動振興を目的とする。

(予算の編成)

第三条 本会計の予算は会費、繰越金をもって充てる。

第四条 特別の事情があるものはPTA評議員会保護者代表・副代表・校長の議を経て減額又は免除することができる。

第五条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

生徒数減のため、
会計額が10万円
を下回るため

(予算の執行)

男子バレー部がなくなったため。

第六条 本会計の執行は吉賀中学校にある部活動（男子バレー部、野球部、女子ソフトテニス部、女子バレー部）のうち21つの部活動に毎年度50,000円、60,000円ずつ配当する。

第七条 本会計は、吉賀中学校の部活動にかかるユニフォーム及び備品・消耗品に使用する。

(会計監査)

第八条 本会計の預金通帳・出納簿・領収書綴は、毎年度末にPTA監事2年生学年代表による監査を受けるものとする。ただし、2年生学年代表の人数が不足する場合は、副代表が補助する。

(細則)

第一条 規則第三条に定める本会計の会費は一世帯あたり年額2,400円とする。

第二条 規則第六条に定める輪番の順番については以下のとおりとする。

【男子バレー部→野球部→女子ソフトテニス部→女子バレー部】

但し、令和2年度については移行措置として女子バレー部に100,000円、男子バレー部に50,000円配当し、翌年度より2つの部活動に50,000円ずつ配当することとする。

第三条 会費額が100,000円、60,000円を下回る場合については別途協議の上配当額を決定する。

第四条 家庭数減少により会費額が大幅に下回る場合、会費額の変更について別途協議しPTA評議員会保護者代表・副代表・各学年代表・校長の議を経て決定する。

(附則)

本会計規則は令和2年4月1日より施行する。

令和6年4月1日一部改正